

## 安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和3年7月26日（月） 開会 午後3時00分 閉会 午後3時45分	
会 場	安城市役所 第23会議室	
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 法第18条による委員数	14名 28名
出席委員数	法第8条による委員数 法第18条による委員数	14名 26名
欠席委員	黒田清吾推進委員、日高広勝推進委員	
議長	会長 林 茂樹	
事務局	岩瀬事務局長、近藤事務局課長、杉浦係長、市川主査、細井主査 曾我主事、石川主事	
議事録署名者	4 横山 淳子 委員 6 神谷 誠 委員	

## 会議の記録

午後3時、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は 4 横山 淳子 委員 6 神谷 誠 委員

また、欠席者は 13 黒田 清吾推進委員 14 日高 広勝推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

### □ 日程第1 第24号議案 農地法第3条の規定による申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第1第24号議案、農地法第3条の規定による申請についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号19から21の計3件です。申請内容は、売買が3件です。譲受人の理由は、農業経営規模の拡大を図るためが2件、農耕に精進するためが1件です。

譲渡人の理由は、相手方の要望によるためが2件、耕地遠隔等耕作不便のためが1件です。

下限面積要件、耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

申請面積につきましては、田1, 694㎡、畑508.39㎡、合計2,202.39㎡です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

### □ 日程第2 第25号議案 農地法第4条の規定による申請について及び日程第3 第26号議案 農地法第5条の規定による申請について

上記の議題について曾我主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第2第25号議案 農地法第4条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号3、4の2件です。転用行為別に見ますと、自己用住宅が1件、農家住宅の敷地の拡張が1件です。面積につきましては、田158㎡、畑56㎡、合計214㎡です。

続きまして、日程第3第26号議案農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号65から83の19件です。転用行為別に見ますと、分家住宅が10件、資材置場が1件、駐車場が3件、排水敷地が1件、工場が1件、駐車場及び通路が1件、分譲住宅が1件、粘土採掘場が1件です。面積につきましては、田6,614㎡、畑7,909.7㎡、合計14,523.7㎡です。

申し訳ありません、議案書に修正点がありますのでご案内いたします。戻っていただきまして、第25号議案、受付番号3につきまして、建蔽率が誤っております。正しくは18.1%です。次に日程26号議案の受付番号78につきまして、関連事項の土地改良区の行ですが、安城土地改良区、明治用水土地改良区に加え、油ヶ渕悪水土地改良区が抜けておりました。大変失礼いたしました。

それでは、説明案件に移ります。今回の説明案件は受付番号72です。申請日は令和3年7月5日、同日農業委員会受付となっております。本案件は、受人が、渡人の所有する田を転用し、工場を建設するものです。工場といっても大規模な生産ライン等の設備がある施設ではなく、生産ラインの制御盤やロボットといった、注文ごとに商品を作成する小規模な施設になります。受人は現在一般電気関連設備製造・工事業務を行っています。現在●●町にある工場は借り地で、手狭になってきたこともあり、申請地を購入・移転することで、機能集約を図るために本申請を検討するに至りました。

申請人、申請地、農地区分及び許可基準については、お配りした26号議案資料をご覧ください。

資料1について申請の概要を記載していますが、最下段の立地基準・許可基準について資料2を用いて説明いたします。

申請地は住宅地に囲まれた農地であることから立地基準・第3種農地とみており、許可できるものとしております。隣地地目や土地の形状は資料3でもご確認いただけます。

事業期間につきましては、令和3年9月1日から着工し、令和4年2月28日に完成する計画となっております。土地利用計画については、資料4でご説明します。直接隣接する農地はありませんが、周辺にコンクリートブロック及びフェンスを設置し隣接に干渉しない計画になっています。排水計画について、汚水雑排水は下水道に放流します。雨水については敷地内排水路にて集水後、最終柵を経由して既設側溝へ放流する計画となっています。

許可後は、前述のとおり遅滞なく申請農地をその用途に供する予定です。

また、申請者は資金計画についても支障なく、転用行為を行うために必要な資力があると判断しています。

説明案件を含む21件いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上支障がないことを確認しております。本件以外で申請面積1,000㎡以上の案件について、5ページ以降に記載しています。該当案件は受付番号70、73、83です。着色部が申請地、点線部が一体利用地になります。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、7月15日に、岩瀬正則委員と鈴木貴士委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第27号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について石川主事から次のとおり説明があった。

日程第4第27号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号16から22の7件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

面積については、田38,804㎡、畑303.3㎡、計39,107.3㎡です。

本日も承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 第28号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画等について

上記の議題について石川主事から次のとおり説明があった。

日程第5第28号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画等についてご説明申し上げます。

今回の計画は、畑・樹園地利用促進制度による利用権設定を行うものです。それでは、「令和3年度農用地利用集積計画（畑・樹園地利用促進制度分）令和3年8月15日公告分」をご覧ください。

今回、新規設定を行う面積が6,436㎡、期間満了による更新の面積が8,146㎡、合計14,582㎡となっています。

前述の申請について、農用地利用集積計画の内容が安城市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。本日ご承認いただきましたら、8月15日付けで公告させていただきます。

なお、次ページ以降につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思いますが、説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

#### □ 日程第6 報告第7号 専決処分について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第6報告第7号専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号20から21の2件です。転用行為の概要は、共同住宅の建築が1件、小屋の建築が1件です。面積は、田397㎡、畑55㎡の合計452㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号57から65の9件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が5件、分譲宅地用地が3件、宅地用地が1件です。面積は、田1,234㎡、畑1,232.57㎡の合計2,466.57㎡となっております。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号351から358の8件です。解約事由別にみますと、売却するため5件、他者に賃貸するため1件、自作するため

2件です。面積は、田16,997㎡、畑330㎡の合計17,327㎡となっております。

続きまして、事業計画変更についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号3から4の2件です。変更の事由としましては、申請地は高低差があり、現計画では天災等に対する耐久性に不安があることがわかったため、計画を縮小するため1件、新規採掘場を追加し、同時にこれまで作土置場として利用していた部分を採掘場として利用するため、一時転用の許可期限を延長するため1件です。

面積は、変更前、田9,567㎡、畑496㎡の合計10,063㎡となっております。変更後、田6,461㎡、畑469㎡の合計6,930㎡となっております。

最後に、農地改良届についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号1の1件です。改良の種別としましては、田畑転換です。面積は、田463㎡となっております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について次のとおり説明があった。

#### 1 粘土採掘場の現地調査結果について

上記の議題について市川主査から次のとおり説明があった。

事務局の市川です。1番の粘土採掘場の現地調査結果について報告いたします。

定例会資料の1ページから5ページの資料をご覧ください。調査は6月11日金曜日と6月23日水曜日に実施いたしました。

今回の調査対象は市内全域で13箇所、総面積は101,790.5㎡です。

その結果ですが、すべての採掘場が施工中でございました。

文書による指導内容としましては、排水路の清掃がされていない不備、危険防止柵の高さの不備の2件となっております。現地の状況は、資料の4ページ5ページをご覧ください。

なお、文書指導の内容は、各施工業者に対し、7月7日付け文書にて指導をいたしまして、7月14日までに是正報告を受けております。

なお、調査結果は本来この現地調査への出席を要請する予定であった愛知県

西三河農林水産事務所等にも送付しております。

以上で1番についての報告を終わります。

## 2 農地パトロール（利用状況調査）について

上記の議題について杉浦係長から次のとおり説明があった。

定例会資料の6ページをご覧ください。なお、この件についての具体的な業務の流れや実施方法につきましては、本日の定例会の後に予定をしている研修会の中で担当から詳しく説明させていただきますので、この場では農地パトロールの実施に関するお願いとともに、実施の目的とスケジュールについてのみ簡単にご説明申し上げます。

では始めに、(1)の農地パトロールを行う目的でございますが、これは、優良農地の確保とその有効利用の促進を図っていく、ということが主たる目的となります。また、農地法において、農地の権利を有する者は、その適正かつ効率的な利用を確保しなければならないとの責務規定が設けられていることに加え、農業委員会として、農地の利用状況調査を行うことが義務付けられております。このため、農地パトロールを利用状況調査と位置付け、不耕作地の実態把握と発生防止、解消対策、農地の違反転用の早期発見、防止対策等について重点的に取り組みます。

続いて、(2)の実施の対象でございますが、①不耕作地については、農地法第30条の規定に基づき、市内のすべての農地を対象に利用状況調査を実施し、過去1年以上作物の栽培が行われておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、又は、農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比べて著しく劣っていると認められる農地の所有者に対し、農地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導を行ってまいります。

次に、②の違反転用農地については、市内の農業振興地域内の農用地を対象に調査等を実施します。具体的には無許可の事業用等建築物と1,000㎡以上の駐車場や資材置場等に供されている農地の所有者に対し、指導を行います。特に、建物が建っている場合は都市計画法にも違反し、悪質であるため、面積を問わず、すべてが指導の対象となります。

続きまして、(3)のスケジュールについて簡単にご説明申し上げますが、こちらは昨年度と変わることはございません。

まず、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には7月下旬から8月中下旬までにかけて、市内全域の農地の状況を調査していただきます。その後、委員の皆様からいただいた報告を基に、9月の上旬ごろに事務局で現地調査を行

います。そして、事務局で行った現地調査の結果を、9月開催の農業委員会にて皆様に報告させていただきます。そこで皆様の同意が得られましたら、10月1日付けで指導文書を送付させていただく予定です。その後は1か月ほど是正期間を置き、11月の初旬から委員の皆様へ現地確認と合わせて、未だ改善されていない農地所有者に対しまして、是正指導をしていただきます。その結果を11月開催の農業委員会にて報告していただき、その報告を基に再度事務局で現地調査を行います。現地調査の結果、未改善農地と違反転用農地につきまして、12月の農業委員会にて、皆様に最終報告をさせていただくという形になります。

ここまでの農地パトロールの一連の流れとなります。詳細につきましては、後ほどの研修会で担当から説明をさせていただきます。

例年大変暑いさなかでの実施ということもあり恐れ入りますが、今年度も農地パトロールの実施についてご協力をいただきますようお願い申し上げまして、この件についての説明は以上とさせていただきます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

### 3 農業委員及び農地利用最適化推進委員の公務災害補償制度の加入について

上記の議題について杉浦係長から次のとおり説明があった。

では、定例会資料の8ページから始まる資料3でございます。最初に9ページをご覧ください。

まず、この制度の概要についてご説明いたします。冒頭部分、「加入方法について」という所の下、「1. 制度のあらまし」が記載してあります。この保険制度は全国農業会議所を保険契約者とし、主に農業委員と推進委員を被保険者とする団体契約でございまして、被保険者が公務従事中に急激かつ偶然的な外来の事故によって、死亡または入院、通院した場合等に保険金が支払われる制度です。

当然のことながら、皆様は非常勤特別職の地方公務員ですので、公務従事中の事故や怪我については公務災害が適用されますが、この保険は、プラスアルファとしてよりきめ細やかな補償を受けるためのものとお考えいただきたいと思えます。

次に、「3. 保険期間」でございしますが、毎年10月1日から1年間で、委員等の個人の活動日のみが補償の対象となります。

そして、「4. 保険料」につきましては、農業委員及び推進委員向けにはA型からC型までの3タイプがあります。A型では年間で1口1,000円からとな

っております。

ここで、8ページにお戻りください。昨年は、委員の平均的な活動日数や、保険料と補償内容とのバランスなどを考慮して、平均活動日数が30日の場合を想定したA型を2口加入しました。今年活動状況が大きく変わることはなく、また、保険料、補償額ともに変更はありませんので、引き続き同様の契約内容としたいと考えております。

その場合の補償金額につきましては、万が一の死亡の場合は1,320万円、入院は日額10,000円、通院は日額6,000円などとなっております。

なお、保険料につきましては、皆様の親睦会の積立金の中から支払いをさせていただきたいと思っておりますので、別にご負担を求めることはいたしません。もちろん公務災害というのはないに越したことはありませんが、万が一の場合に備えるのが保険でございますので、全員の加入についてご理解をよろしくお願いいたします。

この件についての説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

連絡報告事項について、次のとおり杉浦係長から説明があった。

連絡・報告事項についてですが、まず、1 農業委員会親睦会会計報告についてです。13ページ、資料4をご覧ください。農業委員会親睦会の令和2年7月20日から令和3年7月19日までの1年間の会計を報告いたします。

まず、収入の部につきましては、昨年は改選の年ということもあり、いったん精算をしていますので、前期からの繰越金はありません。

次に、「報酬からの積立」は250万5,000円で行いました。内訳といたしましては、表の摘要欄のとおり、8月積立分が1人当たり1万円、9月から11月積立分まで、及び12月から6月積立分までが1人当たり5千円の計10回分となっております。うち、9月から11月積立分までの3回分は、木村委員のご逝去に伴い41名による積立となっております。

今期は、新型コロナウイルス感染症による感染予防対策のため、懇親会、視察研修ともに実施しませんでしたので、その関係の収入及び支出はありません。その他、利息が16円ありましたので、収入の合計としては250万5,016円でした。

対する、支出の部につきましては、「慶弔見舞金等」が13万5,500円、「公務災害共済掛金」が8万4,000円でしたので、支出の合計は21万9,500円で行いました。

結果、差引額は228万5,516円で、委員1人当たりの残額は5万4,417円でございますが、今回は還付を行わずに次期会計に繰越しをさせていただきます。

なお、親睦会の規約では、監事は会長職務代理者の職にある者が務めることと定められておりますので、太田会長職務代理者に7月20日付けで会計についての監査をしていただき、適正であるとのご意見をいただいておりますことを併せてご報告申し上げます。

続きまして、2 農地パトロールの町内会への周知についてでございますが、14ページ、資料5をご覧ください。

先ほどご説明いたしましたとおり、不耕作地及び違反転用農地の解消のため、農地パトロールを実施しますので、近々農業委員会が現地立ち入りを行うことについて、市民の皆様にも周知するとともに事前の理解を得るために、各町内会長あてには7月上旬に、資料5の文書を回覧していただくよう依頼をいたしました。併せまして、広報あじょうの7月1日号でも、同様の趣旨で記事を掲載したことをご報告いたします。

次に、3「農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会について」ですが、資料はありませんので、次第の記載事項のみでご説明いたします。この研修会は、愛知県農業会議の主催で、県内を3地区に分けて毎年同じ時期に開催されているものです。昨年度も同様の研修会のご案内はいただいたのですが、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、結果として、安城市は出席しないことといたしました。今年度におきましても、9月17日（金）の午後1時30分から開催するとの通知がありました。今のところ参加する予定で考えておりますけれども、新型コロナウイルスの状況が日々変わる状況でございますので、8月中旬に文書にて、全委員の方に対しまして、出欠席及び交通手段の確認をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

連絡・報告事項の1から3までについては、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

配付物についてですが、農業委員会業務必携、のうねん7月号をお手元に配付いたしました。ご活用ください。

最後に、5 次回予定ですが、8月23日（月）に安城市役所さくら庁舎2階にて開催します。午後1時30分より運営委員会を、午後2時30分より定例会を、午後3時30分より研修会を行います。

なお、8月の運営委員会からは、本日の総会にて承認をいただきました推進委員の5名の方にご出席をいただくこととなりますので、よろしく申し上げます。

また、8月の定例会終了後に研修会を予定しております。この研修会につきましては、農地の貸付についてを考えております。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、次のとおり意見があった。

○石川 和明推進委員

最近感じるもののなかで、比較的規模の大きい転用等々がされたときに、農業が受ける影響が気になっておりますので、この場でお話をさせていただきたいと思っております。

例として、過去に私が聞いているところでは、比較的大きな面積が転用されることによって、環境保全会が影響を受けて、一丁歩以上ですと、遡って返金ということになります。そういったところも今から大事なことだと思います。合わせて、排水路の関係も影響を受けてくるのかなど。転用の時というのは、一時的に貯水のできる機能で、ということで、申請は上がってきますが、実際は最後のところというのは、そういうものはなくなってしまって、通常通り排水路に水が排出されております。その排水路のところは、当時農業用の排水路はアームが出っ張ったものがほとんどなんです。そこの排水路に受ける農業以外のところの影響が受けるようになると、今度は大量の水が一気に出るようになるという事実があって、そういうところについては、地元の土地利用協議会だとか、そういったところもしっかり詰めてですね、当事者が反応できるような、そんなかたちも考えていかないといけないと思っております。

私の担当地域で、実はたまたま、公共施設が、今あるところに駐車場で拡張の話が上がってしまっていて、そこのところなんかも、公共ですから、当事者がそのくらいのことをやってもらわないといけない、そんな話も今提案してるところなんです。他にも実はそういったところで、長年経って、農業が離れてしまっているから、そういった古いアームのまんまで、半分以上泥が埋まってしまったり、そんなようなケースがありますから、ここにいる皆様方もそういったところを視野に入れた中で、5年先10年先でも影響のないように、今のうちから考えておく必要があるかなということ、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長

石川委員、みなさんに意見を聞いた方がいいですか。

○石川 和明推進委員

今から議論をしていけばいいと思いますけど、とりあえず、意見として農業委員会でも考えていってもらえればいいなと思います。

○議長

●●でもそのようなことがあります。●●地域でなくて、隣の地域から流れてくることがありまして、地域が違えば、農業委員として意見が出せなくて、後になってからいけないのでとあって、その地域の人の話をしたこともあります。やはり、そういう部分もあると思いますので、駐車場とかでも、その地域だけでなく、流れてくる地域が、沈むのは低いところが沈むので、災害が起きる前に、そういうところもそれなりに、駐車場の場合には、駐車場が田んぼと同じくらいの治水能力があるような感じで、調整池を作るなり、何か考えてもらう必要があると思います。そういったことも意見として出していくのが必要なことだと思いますので、皆様も協力して、大きな工場とか駐車場とか色々なものが出来る場合は、そういう意見を出していってもらいたいと思いますので、よろしく願います。

○鳥居 英持推進委員

今回の会議の前に事務局にお願いした内容があるんですけども、何かと言いますと、農業委員会活動記録簿、これは、一年間を通して細かい内容についても書くということで、みなさんも記録していると思いますけど、この用紙は今日いただけるんですか。

○杉浦係長

農業委員の活動報告につきまして、例年9月ですかね、お話をさせていただいているということでございまして、用紙としては、4月から3月、年度で出してくださいとお願いさせてもらっているんですけど、委員さんの任期が7月なので、その後の8月、9月に報告書の記載方法についてお話をさせていただいております。毎月の活動報告、毎月単位の活動が分かるものは、そのときに1年間分書けるようにということで、12枚配布させていただいております。年間の報告としてはその中で毎月、1年にまとめたもので、4月頭に提出をお願いして

います。今は、昨年9月にお配りしました毎月の活動報告に記録をしておいていただきまして、また8月9月に説明させていただきますので、その時にまた新しく毎月書けるような紙をお配りしたいと思っておりますので、今は、昨年9月に配布しました毎月の活動内容に記載しておいていただきたいと思います。

○鳥居 英持推進委員

年度が変わったので、4月からのものがあるのかなと思って聞きました。

議長が再度質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時45分、議長は閉会を宣する。